

# 中小企業経営者の皆さんへ 商工業融資のご案内

## 商工業融資の概要

区内中小企業(個人を含む)を対象に、金融機関への融資あっせんと利子の一部補助および保証料補助を行う融資制度を常時実施しています(別表参照)。

事業資金として運転資金と設備資金にご利用いただけますので、資金計画を立て、有効に活用ください。

●申込みの際には、最近の決算書(二期分)または確定申告書(二年分)(いずれも原本)と決算後三カ月以上経過している場合は最近までの月次試算表をご持参ください。

◎ご利用にあたっては、予約が必要です。

●法人は区内に登記されていること

●区内の同一場所同一事業(東京信用保証協会の保証対象事業)を一年以上営み(創業の場合は一年未満)、都民税(法人)または特別区民税(個人)を完納していること

●申込みの期間は、最近の決算書(二期分)または確定申告書(二年分)(いずれも原本)と決算後三カ月以上経過している場合は最近までの月次試算表をご持参ください。

●ご利用にあたっては、予約が必要です。

別表	制度名	資金用途	区分	融資限度額	融資利率	借受人負担利率		返済期間	保証料補助
						子補給利率	( )内の利率は優遇利率適用の場合		
継続支援資金融資	運転資金融資	運転資金	一般	1,800万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	2/3	
			区民	2,000万円					
	限度額差額融資	運転資金	一般	1,200万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	9年以内 (据置6カ月を含む)	小規模企業 資金 全額	
			区民	1,400万円					
	設備資金融資	設備資金	一般	2,600万円	年1.1% (1.2%)	年1.1% (1.0%)	11カ月 (据置1カ月を含む)	2/3	
			区民	3,000万円					
	小規模企業資金融資	設備資金	三品 公害 エコ	3,000万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	三品・公害・ エコ 全額	
			一般	1,200万円					
	小規模企業資金融資	設備資金	区民	1,400万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	2年以内 (据置3カ月を含む)	小規模企業 資金 全額	
			区民	1,400万円					
年末特別資金融資	運転資金	一般	300万円	年1.5% (1.6%)	年0.7% (0.6%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	全額		
		区民	300万円						
小規模企業特例 緊急運転資金融資	運転資金	一般	300万円	年2.1%	年0.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	全額		
		区民	300万円						
小口資金融資	運転資金融資/限度額差額融資	運転資金	運転資金	1,250万円	年1.1% (1.2%) [公善止・三品・エコ] 年1.7% (1.8%)	年1.1% (1.0%) [公善止・三品・エコ] 年0.5% (0.4%)	運転資金 7年以内 設備資金 9年以内 (据置6カ月を含む)	運転資金 融資・設備 資金 2/3 小規模企業 全額	
			設備資金						1,250万円
	小規模企業資金融資	設備資金	小規模企業資金	850万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額	
			小規模企業資金						850万円
	経営改善支援資金融資 /限度額差額融資	運転資金 および 設備資金	緊急景気対策 特別資金	1,250万円	年2.1%	年0.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	全額	
			緊急景気対策特別資金						1,250万円
緊急景気対策特別資金融資	運転資金 および 設備資金	借受時利用額と 限度額との差額	2,000万円	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	2/3		
		借受時利用額と 限度額との差額						2,000万円	
創造支援 資金融資	創造支援資金融資	運転資金 および 設備資金	1,500万円 (創業必要額の 1/2)	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	2/3		
		設備資金	10,000万円						
店舗・工場等小規模 再開発資金融資	設備資金	一般	1,300万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額		
		区民	1,500万円						
経営改善支援資金融資	運転資金 および 設備資金	借受時利用額と 限度額との差額	1,000万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額		
		借受時利用額と 限度額との差額						1,200万円	
災害復旧資金融資	運転資金 および 設備資金	一般	1,000万円	年1.7% (1.8%)	年0.5% (0.4%)	7年以内 (据置6カ月を含む)	一般 2/3 区民 全額		
		区民	1,200万円						
団体資金融資	共同事業 資金	法人	3,000万円	年1.3%	年0.9%	6年以内 (据置6カ月を含む)	全額 (法人)		
		任意	1,500万円						
近代化設 備資金	法人	任意	5,000万円	年2.1%	年0.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	全額		
		任意	2,500万円						
緊急景気対策特別資金融資	運転資金 および 設備資金	借受時利用額と 限度額との差額	2,000万円	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	なし		
		借受時利用額と 限度額との差額						2,000万円	
限度額差額融資	運転資金	融資残額と新規 資金500万円の合 計額の範囲内)	2,000万円	年1.1%	年1.1%	7年以内 (据置6カ月を含む)	なし		
		融資残額と新規 資金500万円の合 計額の範囲内)						2,000万円	

◎区民とは代表者が区民のことをいいます。  
 ◎年末特別資金融資の受付期間は10月1日(月)～11月15日(木)まで  
 ◎繰上償還により信用保証料が返戻された場合は、保証料補助額のうちの返戻金相当額を区に返還していただきます。  
 ◎保証料補助額を計算する際に区が適用する保証料率は、信用保証協会が適用する率と異なる場合があります。その場合の保証料補助額は、実際に支払った保証料額の全額あるいは2/3とはなりません。

**緊急景気対策特別資金融資**  
 平成二十二年度から期間限定で実施している緊急景気対策特別資金融資のあっせんは、平成二十五年三月二十九日(金)まで受け付けます。

**小規模企業特例緊急運転資金融資の受付期間の延長**  
 四月一日(日)から九月三十日(日)までの期間で小規模企業特例緊急運転資金融資のあっせんを行っていただきますが、平成二十五年三月二十九日(金)まで受付期間を延長します。

**年末特別資金融資**  
 年末に一時的に必要な運転資金の調達ができるよう、毎年、実施しています。10月1日(月)～11月15日(木)まで受け付けます。

**いいきいき館(敬老館)のご案内**  
 高齢者の皆さんの憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなどさまざまなサービスをを行っています。これまで施設を利用してない方もお気軽にご利用ください。

**開館時間**  
 午前9時～午後5時  
 ◎入浴時間は午後1時から午後4時までです。

**ただし、日曜日および第二・第四金曜日(コミュニティふれあい銭湯実施日)は入浴できません。**

**休館日**  
 年末年始

**対象**  
 区内在住で六十歳以上の方

**事業**  
 ・いいきいき桜川(桜川敬老館)  
 ・ヨガ教室、ウクレレ、民謡、民舞、パソコン教室など  
 ・いいきいき浜町(浜町敬老館)  
 ・いいきいき音楽教室、鉛筆画、ヨガ、英会話教室など

**利用方法**  
 登録が必要となります。初めての方は、健康保険証などの身分証明書を持参し、各いいきいき館(敬老館)で手続きをしてください。

**※所在地・問合せ先**  
 いいきいき桜川(桜川敬老館) 入船1-1-13  
 ☎(3553)0030  
 いいきいき浜町(浜町敬老館) 日本橋浜町3-37-1  
 ☎(3669)3385  
 いいきいき勝どき(勝どき敬老館) 勝どき1-5-1  
 ☎(3531)3258

**無料**  
 都が実施する「経営支援融資 区認定書必要型」(略称「経営セーフ」)および東日本

**東京都制度融資**  
 「経営セーフ」および「災害緊急」融資に伴う保証料補助

**東京商工会議所中央支部**  
 ☎(3538)1811

**商工観光課相談融資係**  
 ☎(3546)5333

**経営改善資金融資(マル経融)**の利子の一部を区が補助する「経営改善資金融資(マル経融)」を実施しています。  
 ◎詳しくはお問合せください。  
 ※問合せ先  
 商工観光課相談融資係  
 ☎(3546)5333

**経営改善資金融資 利子補助**  
 大震災復興緊急保証に対応した「災害緊急」では、小規模企業者に対して都が保証料の二分の一を補助しますが、区では独自に残りの保証料(上限三十万円)を補助します。  
 ※問合せ先  
 商工観光課中小企業振興係  
 ☎(3546)5487

**商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が融資する経営改善資金融資(マル経融)の利子の一部を区が補助する「経営改善資金融資(マル経融)」を実施しています。**  
 ◎詳しくはお問合せください。  
 ※問合せ先  
 商工観光課相談融資係  
 ☎(3546)5333